

令和6年度 第2回徳島県いじめ問題等対策審議会 議事録

日 時 令和7年1月27日（月）午前10時から正午まで

場 所 10階 特別大会議室

出席者 11名

会議概要

1 開会

(1) 教育委員会あいさつ

(2) 会長あいさつ

2 事務局報告

(1) 「いじめ」ゆるさんけん！徳島行動宣言

(2) 徳島県児童生徒6万5千人のいじめ防止一斉学習 2024

(3) いじめ防止子ども委員会（いじめ防止委員会）

(4) 令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果

3 議事

(1) 徳島県いじめの防止等のための基本的な方針の改定について

(2) いじめ問題等における課題について

4 閉会

1 開会

会長あいさつ 子供達がいじめのない学校で暮らしていけることをめざし、これまで審議会でも議論してきた。いじめの認知件数や重大事態件数は増加傾向にあるが、いじめが起こってしまった後に、周りの人達にとって心の傷にならないようどのようにサポートしていくかについて考えながら過ごしている。いじめの未然防止のための取組や働きかけについて、皆さんと一緒に協議していきたい。

2 事務局報告 事務局より県の施策についての説明

資料3 「『いじめ』ゆるさんけん！～徳島行動宣言～」

資料4 「徳島県児童生徒6万5千人のいじめ防止一斉学 2024」

資料5 いじめ防止子ども委員会（いじめ防止委員会）

3 協議 事務局より徳島県いじめの防止等のための基本的な方針の改定についての説明

資料1 徳島県いじめの防止等のための基本的な方針（改定版）（案）

資料2 徳島県いじめの防止等のための基本的な方針（改定版）案）新旧対照表

会長 改定案について、佐野いじめ問題等対策検討部会長に意見をいただきたい。

委員 事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導および課題予防的生徒指導への転換が肝の部分となるが、全ての児童生徒に対して気配り心配りをし、なおかつ予防的な指導をする徳島県独自の取り組みが示されている。その上で、警察との連携が具体的に書き込まれていることから、現場の先生方や保護者も含めて、対応が容易になるのではないかと考えている。今後、基本方針に示されている取組を具体的に活かしていくことと、このような審議会の場で協議を継続していくことが重要だと考えている。いじめ問題等対策検討部会において、子供達の年齢が変わっていき、それに応じて保護者の方もご自身のお子さんに対する関心が変わっていくことに対して、常に危機感を持ち、繰り返して訴えるとともに、忘れてはいけないということを委員の方々と意見を交えた。現在の児童生徒を取り巻く社会情勢を踏まえ、いじめ問題に一層の危機感を持って取り組むための議案方針を、検討部会では適切であると判断した。

会長 確かにいじめが起きてしまっからの対応も大切だが、事前に防止するために事務局報告の中のいじめ防止子ども委員会の取組のように、楽しい学校作りができていれば、いじめも少なくなっていくのではないかなと思う。また、すべての子供達を対象にした発達支持的生徒指導の考えに沿って対応していくということが重要。それと、事案が犯罪につながるのかどうかについて示した表が分かりやすく、警察に相談をして地域と連携しながら解決していくことができる役に立つ情報だと感じた。

会長 この改定案について何か質問はあるか。

- 委員 警察に相談、通報することが示されているが、警察に被害届を提出しなければ捜査が始まらないと思うが、被害を受けている児童生徒や保護者には、やり返されたら怖いといった話も聞くので誰が通報するのかということと、いじめはクラス内で起きることがあるので、被害者と加害者のどちらの側にも配慮や支援をする必要がある。警察が、場合によっては介入することは大きなことであるが、学校と警察の連携はこれから大変になるだろうと感じている。
- 事務局 警察への通報については、学校及び学校の設置者が判断し、被害届を出すかどうかは被害者とその保護者の判断になる。今まで躊躇していたいじめの案件について、まずは警察に相談をして取り組んでいただきたいと考えており、文部科学省からの通知の内容を取り入れたもので、国の基本方針に沿った内容となっている。
- 委員 警察に相談する際に、児童生徒の個人情報について新しく規定をされているか。
- 事務局 基本方針の改定版の3ページ上段に示しており、被害者の児童生徒とその保護者に対し、個人情報を含めてしっかりと配慮をした上で処置を進めると記載している。このことから、確認をしながら慎重に進めていきたいと考えている。
- 会長 個人情報の扱いは大切になってくる。
- 委員 警察との連携は以前から進められているが、被害者の児童生徒とその保護者が被害届を提出することを躊躇するケースが前からあり、いち早く相談できるようになるのではないかと。警察もすぐに事件として取り扱うのではなく、慎重に事案に対応している。警察に相談したからといって、すぐに犯罪になるというわけではなく、学校や保護者の方とも共通理解しながら進めていき、警察の力をお借りすると考えればいいのではないと思う。ただし、犯罪行為は許さないという意識は必要である。
- 会長 過去にいじめの相談をされたことがあり、警察に相談した際、こういうことができるといった情報提供や助言をしてもらったことがある。警察への相談がイコール逮捕になるというこ

とではないので、学校や他の関係機関と連携しながら警察に相談するといいと感じた。また、個人情報を変えなくても警察から助言をいただける。

委員 いじめが学校内で起きた場合と、学校外で起きた場合があるので、区別して考えるべきだと思う。例えば、学校内で被害者と思われる子供が、複数人から嫌な事を言われた場合は、徹底して学校で対処しなければならないと考えている。ただし、保護者からの相談もあることから、内容を鑑みて決めていく必要がある。次に、学校外で起きた場合に、例えば恐喝された際、保護者が教育委員会に相談したり、警察に直接相談しに行ったりするが、最終的には学校に報告してくる。恐喝については犯罪なので、警察に行ってくださいと学校側が保護者にアドバイスをすると思う。また、個人情報保護については、警察に相談する際に、学校が警察と保護者双方に事前連絡し協力して対応している。

会長 学校の中で起こったことは学校で解決するというのもすごく大事なことが、警察も絡んで進めていった方が良くもあると思う。

委員 基本方針の改定版の中で、「課題がある公立学校」という記載があるが、課題があるという言い方が良いのか、それとも、「困難を抱えていてサポートしていく」という趣旨で捉えた方がいいのか少し検討していただきたい。そして、全ての子供の発達課題として考えていくというスタンスで、実践にかかる意識の転換が必要だと思うので、かみ砕いた表現を記載した方が良く考える。それを受けて、いじめが起きた際に警察に相談する事だけに着目せずに、子供達が学校を楽しめる環境作りを目指した方針を追記されてはどうか。

会長 このことについて、事務局どうか。

事務局 困っている状況も含め、クリアしていかなければならない様々な事案を、課題という言葉で記載させていただいた。

会長 作って終わりではなく、先生方や周りの意識改革を進め、広めていかないといけない。

委員 警察への相談は前々から現場で言われていたことで、犯罪と

思われる行為が起きた際に、なぜ警察に相談しないのかということがこれまでもあった。先生方の意識の中に、学校の中で解決するという思いがあったことと、警察に相談するということは、自分の教え子を刑事的な所にのせてしまうことに躊躇があると感じていた。ただ、刑事的な手続にのせるという趣旨ではなく、警察には広く被害相談をすることができる。犯罪と思われる行為が起きた場合に、まず、警察に相談し専門的な意見を聞きながら対応していくことが必要な場合がある。他方で、学校における教育的指導助言は先生方の専門領域の分野である。いじめへの対処について連携していこうとしているところが、基本方針の改定版（案）の趣旨に表れている。また、児童相談所も色々な相談事業をされていて、家庭の問題等いじめに関して連携できる機関の一つであるが、うまく連携できていないこともあると聞いている。もし可能であれば、加害者への対応について、家庭との相談など児童相談所との連携の形もあるのではないかという気がしている。

もう一点、徳島の基本方針改定版（案）の趣旨の部分で、「いじめの重大事態発生件数が増加傾向にある」と記載されているが、徳島では昨年増加しただけで増加傾向にあるとまで言い切れないのではないかと、むしろ、増加傾向である事よりも、そうした事案が起きていること自体が問題意識になると思う。

- | | |
|-----|---|
| 会長 | 基本方針（改定版）（案）の改定の趣旨の部分についてはどうか。 |
| 事務局 | 本県だけでなく、全国的な部分も含め、年々いじめの認知件数及びいじめの重大事態が増加傾向にあることから記載している。 |
| 会長 | 児童相談所との連携については、基本方針の中にも示されているので、今後も他の関係機関や地域と連携して相談をしていってほしい。 |
| 委員 | 児童相談所としても協力していきたいと考えているが、できることとできないことがあり、個人情報取り扱い等についても慎重に行う必要があるので、連携を記載する場合は事前にどのように連携をしていくのか相談させていただきたい。 |

会長	警察との連携のような形で記載するのではなく、基本方針の中の、関係機関との連携で関係機関（警察・児童相談所・医療機関・法務局等）と示しているので、学校が他の関係機関と連携を図っていくというメッセージが伝われば良いと思う。
事務局	警察との連携を盛り込んだ部分については、文部科学省の「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携の徹底について」（通知）に基づいて記載している。また、今後の連携の在り方について事務局の中でも検討をしていきたいと考えている。
委員	「いじめ」ゆるさんけん徳島行動宣言によって、大人の強い姿勢を打ち出していただいた。また、基本方針の内容については、「小さな変化も決して見逃さず」という内容も踏まえ、色々なことを考慮し分かりやすく書いてくれている。いじめ防止こども委員会の活動であったり、子供達が主体的な活動を実施しているので気づきも多いと思うが、保護者の気付きに関しても子供達だけが学ぶのではなく、保護者の方も委員会を作って学んでいくべきだと思う。県や国も含めて、他の関係機関と連携をしていることを知らない保護者もあり、不安を抱いている方も多い。そこで、子供達が12月17日に実施した一斉学習のような機会を保護者も行っていかなければならないと考えている。子供は、大人達をよく見ているので、そうした取組を地域の方々や保護者に示していただけるとありがたい。
会長	保護者の方々が活動する、いじめ防止委員会というのがあればとても心強い。
委員	「いじめ」ゆるさんけん徳島行動宣言によって、いじめに対する姿勢を県全体に示したことや、すべての児童生徒がいじめについて考える一斉学習を実施したことは、強いインパクトがあった。だからこそ、基本方針の趣旨を考えることによって、子供達のための取組であることが伝わると思う。また、保護者の方々にも任意で学習に参加していただく働きかけをしていくことも大事だと感じた。
事務局	この基本方針を今後どのように具体的に活かしていくかを考えるとともに、教職員への周知や保護者への啓発等を進め、

これが一過性のものではなく、継続して取り組めるようにしていく。

委員 警察にすぐに相談するというよりも、基本方針の改定版（案）の内容について、ここに書いてあるいじめの事例の中で、こういう事案は犯罪になるということを、児童生徒の発達段階に応じて、学校で教えていくべきだと考えている。子供達に対して教えていくとともに、関係者に対しても周知と啓発を進めていってほしい。

会長 確かに子供達は、これくらいなら犯罪にならないと思ってしてしまうことがあるかもしれない。犯罪に対する教育を学校がすることや、地域や保護者との連携についても進めさせていただきたい。これで協議１について加筆修正も含め、承認をいただいたので改定に向けての手続きを進めさせていただく。

会長 次に、協議（２）いじめ問題等における課題において、今回はいじめの未然防止における、「いじめを生まない環境づくりといじめをしない態度や能力を身につける働きかけ」について、それぞれのお立場から意見をいただきたい。

委員 まずはいじめの未然防止が第一であり、人権教育や道徳教育を充実させた上で、一人一人の人権意識を高めていかないといけないと思っている。それで集団指導についていろいろ提示していただいたが、個人の資質も向上していかないといけない。本年度の課題として知っていただいてほしいのは、いじめに関してトラブルがあった際に、保護者と学校で話をすればいいところだが、第三者を連れてきたとする。学校はできるだけ丁寧に話をするスタンスなので、第三者の話をお受けする。そうすると、事案の解決まで長引いたり、重大事態に発展したりすることになってしまう。私が現職の際に、保護者が他の人を連れてくるというので、委任状を取ってくるよう助言したこともあった。その時は、保護者対応だけで済んだが、第三者が入ってきて長引いたという事例があったりするので、そういう時は毅然とした態度を取っていただきたいと考えている。

会長 第三者が入って対応が難しくなったという報告もあったが、保護者も不安な部分があるのかもしれない。学校現場ではどうか。

委員

お互いの人格を尊重し合える態度や、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うこと、いじめの背景にあるストレス等の原因に着目し改善を図るといったことが正しいと思うが、これに対し、教員としての対応が正直一番難しいし悩みどころだと思う。安心な環境作りの安心とは、みんなが笑顔で暮らせることだと思うが、生徒はそれぞれ事情があり笑顔ではいられない生徒もいる。本当の意味で、相手の立場に立つというのは実質無理ではないかとも思っている。私が生徒に教えているのは、自分と相手は気持ち違って色々な背景や体調、その日の気分等を抱えて同じ教室に集まってきているから、配慮であったり見守る優しさを持つようにということ伝えるようにしている。高等学校の不登校の理由の中で、学校に行く気が起きないという回答があり、学校に理由はないけれども、行く気にならないということを耳にしたことがあり、人間関係が希薄で消極的な人間関係作りになってしまっていると思う。具体的には、当り障りのないコミュニケーションになってしまい、相手にこういう事を言われて嫌だったと上手く伝えられない状態が続き、結果的に学校を休みがちになるという生徒もいた。いじめの未然防止について、先生方がどのような取り組みをされているのか、私は自分が教員で経験したこと以外に事例を他から聞く機会があまりなかったので、どのように対応スキルを上げていけばいいのか小中学校の先生方にお伺いしたい。

会長

中学校ではどうか。

委員

中学生は多感な時期で心のモヤモヤを抱えていて、それがきっかけで暴力や何か物に当たっていたりする生徒もあり、特に男子生徒に多く見られる。その都度、何があったのか話を聞いているが、上手く言葉に表せず別に何もないと回答する生徒も多く、その場合は保護者に連絡し連携を図っている。学校では、各クラスでいじめの未然防止教育に道徳や人権の授業を徹底してやっている。12月の一斉学習の時に、いじめは増えているのか減っているのかについて生徒に質問したところ二極化していた。増えていると答えた生徒が多かったが、理由を聞くと、最近そういった委員会や授業があるから僕たちはもっと勉強していかないといけないと答えた。一方で、減っていると答えた生徒は、こうした授業があるから相手の立場に立てているのではないかと答えた。しかし、いじ

めに関する学習をしているのに、いじめが減らない現状が続くようであれば、教師も子供達もやっている意味はあるのかということになってしまう。ただ形式的にやるより、学校やクラスの現状に合った形で学習していく必要があると感じており、今年度の人権学習の取組によって、生徒達の変容を感じることができているので、粘り強くやっていく必要があると思う。あと、保護者との連携について、手紙類が生徒から保護者に届かないことが多くあり、保護者の目に留まりやすいデジタル化が普及していけば、学校と家庭、地域が一体となり取り組んでいけるのではないかと考えている。

会長 今日、元気がないと感じる生徒に対する声かけや、次の段階の保護者連絡をして対応されている。今後、デジタルツールで直接保護者が情報を目にするシステムも必要になってくる。

委員 いじめをする加害者の立場で考えると、加害者にも様々な背景があり、複雑な経緯でいじめに至ってしまっているということがああると思うので、どう対策を取ればいいのかを考えている。以前、参加した学習会で高校生の時にいじめを受けていた人の話を聞き、その人は、いじめている人を誰か早く救ってほしい、そうすればいじめもなくなると思ったそうである。小学生は1年生から6年生まで在籍し、それぞれ発達段階が違う。まずは、自分の事を好きになるという自己肯定感を持つことで、相手にも優しくなれるという基盤となる部分のサポートをして、同時進行で考えて進めていく必要がある。

会長 カウンセリングや臨床の立場から、いじめられた生徒や保護者からの話を伺っていると、しんどさや辛さを上手く言葉にできず、親にも周りにも言えなかったりするので、そういった生徒にも目を向けて、何ができるのかを考えていかなければいけないとつくづく感じる。

委員 コロナ期を終えて神経が整っていない子供が増えており、それを保護者は見守っている状況である。そんな中で、全体的にもっとコミュニケーションを取った方がいいと思う。特に若手の先生方は、それができずに苦しんでいるように見受けられる。スクールロイヤーの方たちに、人権の授業等で子供達に分かりやすくこういうことをすると犯罪になるという話をしていただきたいと思う。また、カウンセラー等の専門家

によるストレスマネジメントも依頼していただけたら、ストレスを感じている生徒に対する理解も促進できると考えている。これまでの話を伺っていると、改めて今までやってきていることを続けてやっていくことが大事だと思っている。

会長 やはりコミュニケーションが大事で、コロナ期を経験している子供達に対して、対面でのコミュニケーションの取り方について、大人の方から手を差し伸べる方法を考える事が必要である。よりよい人間関係の構築がいじめの未然防止につながる。

委員 小学生であれば気恥ずかしさがあまりなく、学習時に班活動等を積極的に取り入れてコミュニケーションを取り合う中で、ぶつかり合って相手の気持ちを知ることができる。そうした学びは、先生方が工夫を凝らしながら授業内だけではなく、課外活動も通してできるので、小学校での取組も大事だと思う。そうした経験を積むことで、自己肯定感も上がっていくのだと考えている。

会長 それぞれのお立場から、いじめの未然防止に向けての取組や、学校・家庭・地域との連携において組むべきことについて意見をいただいた。今後も子供達のために何ができるのかを引き続き考えていきたいと思う。これで、協議を終了する。